

令和 6 年 6 月分

件名	内容（原則、原文のまま記載しています。）	町の回答	担当課
<p>緑地公園の使用について</p>	<p>小学生と中学生の子供を持つ母です。 先日、緑地公園で子供が遊んでいたら、陸上部の指導者の方に、緑地公園を専用利用しているから、ここで遊ぶなと言われました。公園なのに平日の夕方に専用利用なんて有り得るのかなと疑問に思い、他の方にも数人確認したところ、専用利用以外にも、ボール遊びをするな、野球をするな、野球をしたらトンボをかけるなど、子供たちに言っていることが分かりました。 緑地公園ではボール禁止にはなっていませんし、野球も軟式ボールで練習をしている状況です。サッカーチームも練習されています。 どういった意味で仰ってるのか理解できませんが、そもそも、子供たちがボール遊びできる場所が緑地公園くらいしかないのに、専用利用されてるのはどうなんでしょうか？ サッカーチームも練習されていますが、そちらも専用利用ですか？ 遊びに来た子供たちが端の方で遊んで、いろいろ制限をかけられる状況に対してどうお考えでしょうか？ 野球などのチームは土日に学校の運動場などを借りて練習していますが、みんなが使用する公園を利用しての練習をやめて頂きたいです。</p>	<p>水無瀬川緑地公園スポーツ広場については、「水無瀬川緑地公園スポーツ広場使用申請受付運用基準」に基づき、土、日、祝日に占有による貸出を行っています。平日については、原則占有使用を認めていないため、お申し出のように、平日に占有使用を主張される場合は、町立体育館（TEL：075-962-1331）へご連絡いただければ確認・注意などをさせていただきます。 また、お申し出にございましたボール遊びについては、ゴルフや硬球などの危険なスポーツを除いて可能としており、グラウンドにつきましては、使用後は簡易な整備を行うようお願いしております。 公園は皆さんが自由にご利用いただける公共施設であるため、占有使用がない場合は、ゆずり合って気持ちよく利用していただくようお願いしています。</p>	<p>生涯学習課</p>

令和 6 年 6 月分

件名	内容（原則、原文のまま記載しています。）	町の回答	担当課
燃えるごみ収集のルートについて	<p>私りがごみを出す集積場所（番号は消えていてわかりません）は、ごみを出す家が20軒と多いです。そのため、燃えるごみの山は、他所に比べてうず高く、ネットをかけてもカラスに狙われることが多く、困っています。ごみを出す家が多い集積場所、少ない集積場所の差が大きいため、平準化すればいいのですが、一軒でも反対があればできないと環境課の担当の方に言われました。近所で話してみましたが、反対の人もいて、全員一致は無理です。この集積場所の燃えるごみの収集時間は、火曜日は12時半ごろ、金曜日は11時台です。その他のごみの日は8時過ぎに収集車が来ます。推察するに、回収ルートが燃えるごみは後のほう、その他のごみは一番早いのではないのでしょうか。</p> <p>以前、この地域の下水道工事の時、回収ルートが変わり、燃えるごみの収集が8時台になったことがあります。その時はカラスの被害がなく、とても気が楽でした。</p> <p>それで、回収時間の不公平を是正するために、燃えるゴミとその他のごみの回収ルートを何年かで交代してもらえないかと考えます。誰もが自分のところを早くしてほしいと思うでしょうから、公平にしてほしいのです。ご検討よろしくお願いします。</p>	<p>ごみ集積場所に設置しているごみ看板の番号が消えていることにつきましては、本町にて新しいものと取り替えさせていただきます。</p> <p>ごみの収集時間につきましては、収集量の多いときや交通渋滞などを考慮し、収集ルートを決めさせていただいているため、燃えるごみとその他のごみの収集ルートを入れ替えることは難しい現状でございます。</p> <p>ご理解賜りますようお願いいたします。</p>	環境課

令和 6 年 6 月分

件名	内容（原則、原文のまま記載しています。）	町の回答	担当課
35人超えのクラスについて	<p>以前、3小3年生が37人クラスであることについて、以下の回答をいただきました。</p> <p>一方、島本町が負担して先生を一人増やすこともでき、以前はクラス人数が上限ぎりぎりのときはそのようにしてクラス分割していたと聞きました。正確には存じませんが、現状7人くらい支援学級の子供が一クラスにあり、算数国語以外は一緒に授業をしているとのこと。今後、マンション建設ラッシュで子供が増える可能性も高く、最大の35人に加え、支援クラス7名とすると、実質ひとクラス42人になる可能性もあります。国や府側で改善されるまでの間、町負担で2クラスにさせていただくことはできないでしょうか。</p> <p>いただいた回答 ↓</p> <p>国において教員定数の見直しはなされ、令和7年度までの計画として小学校で35人学級編制となるよう基準が引き下げられました。</p> <p>しかしながら、支援学級在籍児童・生徒は、通常学級の35人に含まれず、支援学級の児童・生徒として数えられますため、実質的に1クラス35人を超える学級編制となっております。</p> <p>いただいたご意見のとおり、少人数によるメリットは多いと存じますが、国から示されている法律に則り、学級編制を行っているところでございますため、ご理解の程、よろしく願いいたします。</p> <p>本町といたしましても、支援学級在籍児童・生徒を含めた人数を基礎とした編制とするよう国や府に対して引き続き要望をしております。</p>	<p>学級編制につきましては、児童生徒数を基に法律に基づき配置される教員を担任として配置し学級運営を行っております。</p> <p>これまでもご意見をいただいているように、支援学級在籍児童・生徒を含めると実質的に1クラス35人を超える学級編制も想定されることから、支援学級在籍児童・生徒を含めた人数を基礎とした編制とするよう国や府への要望は継続して行っているところでございます。</p> <p>過去に実施していた、学校内でのクラス分割につきましては、1クラスの定員が40人とされていた際に、身体の成長に伴い5年生又は6年生の教室については、40人を超える学級編制であった場合に教室が過密となるため、学校内における調整でクラス分割をする必要がありました。学校内で新たに担任教諭を配置するため、その教諭の授業負担軽減を行う補助教員を町が雇用することで、クラス分割を行っていたものです。</p> <p>また、現状として、支援学級在籍児童を含めて35人学級を編制する場合は、学校内部で、新たに担任教諭を配置する必要があり、そのためには府費負担教職員と同じ勤務条件で担任を担える教員を町単費で講師として任用しなければならず、人件費として多額の財政負担が必要となります。</p> <p>少人数によるメリットは多いと存じますが、現状については国から示されている法律による基準以上の学級編制については財政面及び人材確保の観点からも実現は難しいものと考えます。</p>	教育推進課